

鳥取市東部研修センターの設置及び管理に関する条例（昭和57年条例第30号）新旧対照表 第42条関係

改正後							改正前						
○鳥取市東部研修センターの設置及び管理に関する条例 昭和57年9月29日 鳥取市条例第30号 第1条～第13条（略） 別表（第5条関係）							○鳥取市東部研修センターの設置及び管理に関する条例 昭和57年9月29日 鳥取市条例第30号 第1条～第13条（略） 別表（第5条関係）						
区分	午前9時 ～午後1 時	午後1時 ～午後5 時	午前9時 ～午後5 時	午後6 時～午 後9時	1時間を単位として使 用する場合		区分	午前9時 ～午後1 時	午後1時 ～午後5 時	午前9時 ～午後5 時	午後6 時～午 後9時	1時間を単位として使 用する場合	
					午前9時～ 午後6時	午後6時～ 午後9時						午前9時～ 午後6時	午後6時～ 午後9時
大研修室 （和室）	1,100円	1,100円	2,200円	1,650円	1時間につ き 270円	1時間につ き 550円	大研修室 （和室）	1,080円	1,080円	2,160円	1,620円	1時間につ き 270円	1時間につ き 540円
大会議室 （和室）	1,100円	1,100円	2,200円	1,650円	1時間につ き 270円	1時間につ き 550円	大会議室 （和室）	1,080円	1,080円	2,160円	1,620円	1時間につ き 270円	1時間につ き 540円
小会議室	1,100円	1,100円	1,650円	1,650円	1時間につ き 270円	1時間につ き 550円	小会議室	1,080円	1,080円	1,620円	1,620円	1時間につ き 270円	1時間につ き 540円
料理実習 室	1,650円	1,650円	3,300円	2,200円	1時間につ き 410円	1時間につ き 730円	料理実習 室	1,620円	1,620円	3,240円	2,160円	1時間につ き 410円	1時間につ き 720円
体育館	1,100円	1,650円	2,750円	2,200円	1時間につ き 410円	1時間につ き 730円	体育館	1,080円	1,620円	2,700円	2,160円	1時間につ き 410円	1時間につ き 720円
備考 1 1時間未満は、1時間とする。							備考 1 1時間未満は、1時間とする。						

- 2 営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める額（以下「基本使用料」という。）の5割増の額とする。
- 3 冷暖房設備の使用料は、基本使用料の5割の額とする。
- 4 体育館の照明設備の使用料は、1時間につき275円で計算して得た額とする。
- 5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

- 2 営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める額（以下「基本使用料」という。）の5割増の額とする。
- 3 冷暖房設備の使用料は、基本使用料の5割の額とする。
- 4 体育館の照明設備の使用料は、1時間につき270円で計算して得た額とする。
- 5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。